

# ○海上自衛隊の心理適性検査に関する達

昭和53年 7月25日  
海上自衛隊達第30号

改正 昭和56年 2月10日 海上自衛隊達第7号 [潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達49条による改正]

昭和60年12月21日 海上自衛隊達第28号 [防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19条による改正]

昭和62年11月11日 海上自衛隊達第33号 [第1次改正]

昭和62年11月27日 海上自衛隊達第34号 [航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達22条による改正]

昭和63年12月13日 海上自衛隊達第38号 [海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達19条による改正]

平成元年 3月 4日 海上自衛隊達第6号 [元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達46条による改正]

平成 3年 3月14日 海上自衛隊達第9号 [海曹候補士制度の実施に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正]

平成 8年 3月14日 海上自衛隊達第10号 [第2次改正]

平成 9年 7月31日 海上自衛隊達第26号 [海上自衛隊の職の分類制度の実施に関する達の一部を改正する達附則5項による改正]

平成10年12月 2日 海上自衛隊達第30号 [補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達54条による改正]

平成13年 3月26日 海上自衛隊達第18号 [海上自衛官の職の分類制度の実施に関する達附則3項による改正]

平成18年 3月31日 海上自衛隊達第14号 [防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第14条による改正]

平成18年 7月28日 海上自衛隊達第29号 [内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第18条による改正]

平成19年 3月 5日 海上自衛隊達第7号 [一般曹候補生制度の実施に伴う関係自衛隊達の整理に関する達第3条による改正]

平成20年 3月26日 海上自衛隊達第19号 [第3次改正]

平成20年 4月30日 海上自衛隊達第36号 [海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達第23条による改正]

平成21年 3月27日 海上自衛隊達第6号 [一般曹候補生である自衛艦の任用等に関する訓令を廃止する訓令の施行に伴う関係自衛隊達の整理に関する達第5条による改正]

平成22年 7月 1日 海上自衛隊達第19号 [海上自衛隊の認識番号に関する達等の一部を改正する達第7条による改正]

平成23年4月1日 海上自衛隊達第7号〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

平成23年4月1日 海上自衛隊達第11号〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達第25条による改正〕

平成28年8月25日 海上自衛隊達第33号〔第4次改正〕

平成30年3月30日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達等の一部を改正する達第3条による改正〕

令和2年11月17日 海上自衛隊達第53号〔第5次改正〕

自衛官の心理適性検査に関する訓令（昭和51年防衛庁訓令第37号）第10条の規定に基づき、海上自衛隊の心理適性検査に関する達を次のように定める。

### 海上自衛隊の心理適性検査に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊における心理適性検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（検査の実施）

第2条 検査は、次の各号に掲げる場合に実施するものとする。

- （1） 一般幹部候補生（航空機の操縦を志望する者に限る。別表採用検査の項において「飛行要員」という。）、航空学生及び一般海曹候補生の採用試験の場合
- （2） 要員区分の場合
- （3） 学生等の選抜の場合
- （4） 航空機搭乗員、潜水艦乗組員及び車両操縦手の心理的特性を把握する場合
- （5） 隊員の環境適応性を把握する場合
- （6） 退職予定者の就職指導のために必要とする場合

2 自衛官等の心理適性検査に関する訓令（昭和51年防衛庁訓令第37号）第2条、第3条、第5条及び第7条に規定する検査区分、検査種目、検査対象者及び検査実施権者並びに検査の種類及び検査実施時期は、別表のとおりとする。

（検査の判定）

第3条 検査の判定は、別に定める判定基準により行うものとする。

（検査官の指定）

第4条 検査実施権者は、検査配置にある幹部自衛官又は行政職（一）2級以上の事務官等のうちから検査官を指定するものとする。

2 検査官は、検査実施権者の命を受け、検査の実施及び検査結果の判定を行う。

（再検査）

第5条 検査実施権者は、必要と認めるときは、職務検査について再検査をすることができる。

（検査の委託）

第6条 検査実施権者は、必要があると認めるときは、他の検査実施権者に検査の一部又は全部の実施を委託することができる。

（記録表の作成）

第7条 検査実施権者は、検査を実施したときは、検査対象者ごとに、検査結果の記録表

を作成するものとする。

2 前項の記録表は、次に掲げるものとする。

- (1) 練習員等心理適性検査記録表（別記様式第1）
  - (2) 航空機搭乗員心理適性検査記録表（別記様式第2）
- （記録表の保管等）

第8条 練習員等心理適性検査記録表（以下この条において「心適カード」という。）は、当該隊員の任免権者が保管するものとし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 隊員が退職したとき人事記録に関する達（昭和39年海上自衛隊達第14号）第10条第2項の規定に準じて、退職時の任免権者が保存する。
- (2) 隊員が3等海尉に昇任したとき、又は幹部候補者を命ぜられたとき3等海尉に昇任又は幹部候補者を命ぜられる前の任免権者が、当該事由が生じた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間保存する。

2 隊員が任免権者を異にして異動したときは、当該隊員の心適カードを速やかに異動先の任免権者に送付するものとする。

第9条 航空機搭乗員心理適性検査記録表（以下この条において「搭乗員心適カード」という。）は、海上自衛隊航空機搭乗員の技能調査表規則（昭和31年海上自衛隊達第44号）第2条に規定する調査責任者（以下「調査責任者」という。）が保管するものとする。

2 隊員が調査責任者を異にして異動したときは、当該隊員の搭乗員心適カードを速やかに異動先の調査責任者に送付するものとする。

3 隊員が次の各号の一に該当した場合には、当該隊員の搭乗員心適カードを海上幕僚長に送付するものとする。

- (1) 2等海佐に昇任した場合
- (2) 航空従事者技能証明を取り消された場合
- (3) 海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）別表第3に掲げる操縦士又は航空士の課程学生を罷免された場合
- (4) 退職した場合

4 前項の規定により送付された搭乗員心適カードは、海上幕僚監部人事教育部人事計画課長が、前項各号に掲げる事由が生じた日から10年間保存するものとする。

（行政文書の管理に関する事項）

（細部規定）

第10条 この達に定めるもののほか、検査の実施要領、記録表の処理要領及びその他検査に関し必要な細部事項は、別に定める。

附 則

- 1 この達は、昭和 53 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 海上自衛隊の心理適性検査に関する達（昭和 50 年海上自衛隊達第 11 号）は、廃止する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この達（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の各海上自衛隊達の規定は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則〔第 1 次改正による附則〕

この達は、昭和 62 年 11 月 11 日から施行する。

附 則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 63 年 12 月 15 日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年 3 月 4 日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔海曹候補士制度の実施に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成 3 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第 2 次改正による附則〕

- 1 この達は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔海上自衛隊の職の分類制度の実施に関する達の一部を改正する達の附則抄〕  
(施行期日)

- 1 この達は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。  
(海上自衛隊の心理適性検査に関する達の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔海上自衛官の職の分類制度の実施に関する達の附則抄〕

(施行期日)

1 この達は、平成13年3月27日から施行する。

(経過措置)

4 この達の施行の際、現に存する前2項の達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達による附則〕

この達は、平成18年4月1日から施行する

附 則〔内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則〔一般曹候補生制度の実施に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年4月9日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則〔一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

(施行期日)

1 この達は、平成21年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 〔前略〕第5条の規定による改正前の次に掲げる達の規定は、一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令（平成21年防衛省訓令第14号）附則2条の適用を受ける一般曹候補学生が存する間は、なおその効力を有する。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 海上自衛隊の心理適性検査に関する達別表検査対象者の欄

附 則〔海上自衛隊の認識番号に関する達等の一部を改正する達の附則〕  
達の附則〕

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、平成28年8月25日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達等の一部を改正する達の附則抄〕

この達は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条及び第4条の規定 平成30年4月1日

(2) 略

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、令和2年11月17日から施行する。

別表（第2条関係）

検査区分	検査の種類	検査種目	検査対象者	検査実施時期	検査実施権者	
採用検査	航空学生採用検査	知能検査 性格検査 ※職業適性検査	航空学生を志願する者	第2次試験時	海上幕僚長	
	飛行要員採用検査	知能検査 性格検査 職業適性検査	一般幹部候補生を志願する者のうち、航空機の操縦を志願する者	第1次試験時	（地方協力本部長）判定は海上幕僚長が行う。	
	一般海曹候補生採用検査	性格検査	一般海曹候補生を志願する者		（地方協力本部長）判定は任免権者が行う。	
職務検査	練習員等要員区分検査	知能検査 性格検査 職業適性検査 作業素質検査	練習員 一般海曹候補生 自衛官候補生	入隊後2箇月以内	任免権者	
	一般幹部候補生要員区分検査		飛行幹部候補生を罷免された者	罷免時	教育航空集団司令官	
	幹部飛行関係課程学生選抜検査	※知能検査 ※性格検査 ※職業適性検査 ※作業素質検査	別に指定する幹部自衛官	入校直後	海上幕僚長	
	航空士戦術課程学生選抜検査	※職業適性検査	幹部航空基礎課程学生 航空学生課程学生	課程履修中	教育航空集団司令官	
	幹部専修科潜水艦課程学生選抜検査	※知能検査 ※性格検査 ※職業適性検査 ※作業素質検査	別に指定する幹部自衛官	学生選抜時	海上幕僚長	
	海曹士専修科潜水艦課程学生選抜検査		別に指定する海曹士潜水艦予定者		任免権者	
	海曹士航空士各課程学生選抜検査	※知能検査 ※性格検査 ※職業適性検査 ※作業素質検査	当該課程学生を志望する者	学生選抜時	任免権者	
	海曹士専修科開式スクーバ課程学生選抜検査	※性格検査 ※職業適性検査 ※作業素質検査	当該課程学生を志望する者	学生選抜時	任免権者	
	海曹士各課程学生選抜検査	※知能検査 ※性格検査 ※職業適性検査 ※作業素質検査				
	海曹士車両操縦手要員選抜検査	※知能検査 ※性格検査 ※職業適性検査 ※作業素質検査	公用車両の操縦手を志望する者のうち、運転技術等習得のための部内教育を必要とする者	要員選抜時		
	航空機搭乗員定期検査	航空機搭乗員定期検査	性格検査 職業適性検査	航空集団所属の操縦士及び航空士のうち、航空機の搭乗配置にある3等海佐以下の者	検査実施権者所定 （標準：3年に一回必要の都度）	航空集団司令官
				「しらせ」乗組の操縦士及び航空士のうち、航空機の搭乗配置にある3等海佐以下の者		横須賀地方総監
				教育航空集団所属の操縦士及び航空士のうち、航空機の搭乗配置にある3等海佐以下の者		教育航空集団司令官
		潜水艦隊所属の潜水艦乗組の配置にある3等海佐以下の者。ただし、艦長配置にある者を除く。		潜水艦隊司令官		
航空集団に所属し、車両操縦の配置にある者		航空集団司令官				
車両操縦手定期検査	車両操縦手定期検査	地方隊の警備担当区域の所在する部隊（航空集団及び教育航空集団を除く。）、機関に所属し、車両操縦の配置にある者		地方総監		
		教育航空集団に所属し、車両操縦の配置にある者		教育航空集団司令官		
環境適応検査	一般幹部候補生等服務指導検査	※知能検査 ※性格検査 ※作業素質検査	一般幹部候補生 飛行幹部候補生 医科歯科幹部候補生 幹部予定者 公募幹部課程学生	入校（隊）直後	海上幕僚長	
			航空学生		教育航空集団司令官	

	初任海曹課程学生等服務指導検査	知能検査 性格検査 作業素質検査	初任海曹課程学生 海曹予定者課程学生 公募海曹課程学生		当該課程の教育を担当する地方総監
	練習員等服務指導検査	※知能検査 ※性格検査 ※作業素質検査	練習員 一般海曹候補生 自衛官候補生		当該課程の教育を担当する地方総監
	就職指導検査	※知能検査 ※性格検査 職業適性検査 ※作業素質検査	就職補導講習受講者  中級管理講習受講者	必要の都度	任免権者 横須賀、呉、佐世保、舞 地方総監
注：※印の検査種目については、当該検査の対象者に対し、他の検査において既に実施済みの場合には、その検査をもって行おうとする検査に代えることができる。					



別記様式第 1 (第 7 条関係)

(表 面) 練習員等心理適性検査記録表

記入後注意 頭文字

練習員等心理適性検査記録表 (正面) の表。氏名、生年月日、認識番号、入隊期別、適性能力、身体適性、総合判定、要員等、検査項目、素点、S、MS得点などの欄を含む。

注：※印は、検査対象者の上司が記入する。

(裏 面)

Y-G検査プロフィールの表。尺度、素点、段階点（1-5）の対応関係を示す。

※Y-G検査における各段階点の数値は上段は男性用 下段は女性用である。

Y-G検査素点標準点の表。C, A, S, 因子, Q3, C, L, O, Q4, 総合の標準点、内田クレバリン検査の判定符号と所見を含む。

課程成績、表彰及び懲戒処分等の記録の表。課程成績、表彰及び懲戒処分等、再検査、定期検査の各欄を含む。

内田クレバリン検査

作成年月日、検査官階級、氏名

別記様式第2 (第7条関係)

操縦士  
航空士

記入後注意

航空機搭乗員心理適性検査記録表

ふりがな 氏名	認識番号	生年月日	最終学歴	出身県
	MO ME	. . 生	卒	

頭文字

入隊種別等	
期別	期
種別 (出身)	1 幹候(1課程)
	2 幹候(2課程)
	3 幹候(部内)
	4 航空学生
	5 練習員
	6 生徒
	7 曹候補士
	8 一般海曹候補学生
	9 一般海曹候補生
入隊 年月日	. .

異動年月日									
所属									

部 内 教 育 記 録	第 期	幹 部 海曹士	課程 ( . . . 終了)
	第 期	幹 部 海曹士	課程 ( . . . 終了)
	第 期	幹 部 海曹士	課程 ( . . . 終了)
	第 期	幹 部 海曹士	課程 ( . . . 終了)
	第 期	幹 部 海曹士	課程 ( . . . 終了)
	第 期	幹 部 海曹士	課程 ( . . . 終了)

入隊時の心理適性検査結果

検査種目	偏差値 得点	S得点
R-100知能検査		
操縦 適性 検査	A 検査	
	B 検査	
	C 検査	
PILOT得点=知能S得点+2(A検査S得点+B検査S得点+C検査S得点)		
T適 A性 C検 O査	適性I(文系)検査	
	適性II(理系)検査	
TACO得点=適性IS+適性IIS得点		

因子 素点	Y-G性格検査プロフィール					性 格 特 性 (性格特性の評価は、4・5段階の特性を示す。)
	1	2	3	4	5	
D	0-2 (0-3)	3-8 (4-8)	9-14 (9-15)	15-19 (16-18)	20 (19-20)	抑うつ性大
C	0-2 (0-2)	3-7 (3-7)	8-12 (8-13)	13-17 (14-17)	18-20 (18-20)	
I	0 (0-1)	1-5 (2-5)	6-12 (6-12)	13-17 (13-17)	18-20 (18-20)	神経質
N	0-1 (0-2)	2-6 (3-7)	7-12 (8-12)	13-18 (13-17)	19-20 (18-20)	
O	0-1 (0-2)	2-5 (3-5)	6-10 (6-10)	11-14 (11-14)	15-20 (15-20)	非協力的
Co	0-1 (0-2)	3-6 (2-4)	7-10 (5-8)	11-14 (9-13)	15-20 (14-20)	
Ag	0-4 (0-3)	5-8 (4-8)	9-13 (9-12)	14-17 (13-16)	18-20 (17-20)	活動的
G	0-2 (0-2)	3-8 (3-7)	9-13 (8-13)	14-18 (14-18)	18-20 (19-20)	
R	0-2 (0-2)	3-7 (3-6)	8-12 (7-11)	13-17 (12-16)	18-20 (17-20)	のんき
T	0-1 (0-1)	2-5 (2-5)	6-10 (6-10)	11-15 (11-15)	16-20 (16-20)	
A	0 (0-1)	1-4 (2-4)	5-11 (5-11)	12-17 (12-17)	18-20 (18-20)	支配性大
S	0-1 (0-2)	2-6 (3-7)	7-13 (8-13)	14-18 (14-18)	19-20 (19-20)	
系統値	E系統	C系統	A系統	B系統	D系統	類 型

学科	文科	理科	英語	合計
口述				
身体				

CAS 性格 検査	因子 標準点	(-) Q3	(-) C	L	O	Q4	不安度 高い やや高い 普通 低い	内田ク レベリ ン検査	符号	仕事の能率	仕事ぶり
										水準が高い	良い
										不足はない	普通
										やや低い	やや不良
(性格等の特徴)											

記入年月日	検査官等

操縦士心適検査・航空士心適検査の結果（第1回）

貼付面
-----

操縦士心適検査・航空士心適検査の結果（第2回）

貼付面
-----

操縦士心適検査・航空士心適検査の結果（第3回）

貼付面
-----

操縦士心適検査・航空士心適検査の結果（第4回）

貼付面
-----

操縦士心適検査・航空士心適検査の結果（第5回）

貼付面
-----

操縦士心適検査・航空士心適検査の結果（第6回）

貼付面
-----